

目視外で無人航空機を飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとることを航空局標準マニュアル等で求めています。

一方で、補助者の配置については、塀やフェンス等を設置することや、第三者の立入りを制限する旨の看板やコーン等を飛行範囲や周辺環境に応じて設置することにより立入管理区画を明示し、第三者の立入りを確実に制限することができる場合は、それに代えることができます。

上記の方法によらず補助者を配置せずに目視外飛行を行う場合、飛行経路には第三者が存在する可能性が低い場所^(※)を設定してください。

※第三者が存在する可能性が低い場所は、山、海水域、河川・湖沼、森林、農用地、ゴルフ場又はこれらに類するもの。

補助者を配置しない目視外飛行(レベル3飛行)を行う場合には、DIPS2.0によるオンライン申請、もしくは書面による申請書を作成いただき、飛行させる空域を管轄する地方航空局等へ提出してください。

申請にあたり、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領 5-4 (補助者を配置せずに飛行させる場合)」で求める各要件を必ず確認の上、飛行申請書を作成してください。
各要件を満たさない場合、レベル3飛行を行うことは認めておりません。

レベル3飛行申請時の注意点(カテⅡ審査要領5-4(3)c)オ、カ)

- ・落下リスクを踏まえた立入管理区画の設定が必要
- ・飛行中に設定した立入管理区画に、移動車両を含む第三者が立ち入らないための対策が必要
- ・設定した立入管理区画には、立看板やポスターなどの周知が必要(区画内の第三者立入りを排除する対策として)
- ・そのうち、第三者が区画に立ち入る可能性が排除できない場所^{※1}については、追加の立入管理方法^{※2}が必要
 - ※1 道路、鉄道、家屋、航路、漁船などが航行する海域など
 - ※2 補助者の配置により第三者の立ち入りが無いタイミングを操縦士へ連絡する、一時的に道路の交通を制限する(通行止め等)など

なお、追加の立入管理方法については、法第132条の87(第三者が立ち入った場合の措置)が新たに規定されたことにより、機体に設置されたカメラにより「移動車両を含む第三者の立入りを監視」することだけでは認められず、機上又は地上において、DAAシステム、画像認識(人認識)カメラ、地上の検知装置(防犯カメラ等)などのように「移動車両を含む第三者の立入りを検知」することで、立入管理区画内への立入りを制限することが要件となっていることに注意が必要です。

Word [無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書\(様式\)](#)

PDF [無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領](#)

飛行許可・承認申請書の記載例は参考まで下記に掲載します。

※R4.6.20適用版の様式での記載例となっておりますので、R4.12.5適用版の様式での申請が必要な場合は適宜記載事項を修正ください。資料は今後、RR4.12.5適用版として修正予定です。

PDF [無人地帯での補助者を配置しない目視外飛行承認申請の申請書記載例](#)

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領5-4(3)キ)」に基づき、航空機の確認を行う場合には[こちら](#)をご参照ください。

1. 緊急的な運航が予想される航空機の運航者(ドクターヘリの運航者、警察、消防機関など)は以下外部サイトからご確認ください。
 - [警察庁](#)
 - [消防庁](#)
 - [厚生労働省](#)
2. 航空機の運航者が所属する団体は以下資料をご確認ください。なお、飛行申請手続きに際し各審査部局から別途ご案内します。
 - [有人機団体連絡先リスト](#)